平成２９年（フ）第２３号
宮城県栗原市築館字横須賀原中55番３、住民票上の住所宮城県栗原市築館字横須賀原中33番地
破産者　佐藤　武春
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
宮城県栗原市若柳字川北新町97番地10
破産者　阿部　　智
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
秋田市桜台１丁目15番７号
破産者　栗澤　正浩
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３号
山形県米沢市東大通１－１－127－107、住民票上の住所山形県米沢市中央２丁目６番６号サンロード米沢中央701号室
破産者　西海枝美智子
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第８７号
山形県米沢市春日５丁目２番61号　ルミエール春日Ｂ－201号室
破産者　斉藤　光明
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第３３６号
川崎市中原区新城５丁目10番22号　サラメルチェ　101、前住所川崎市高津区末長４丁目18番５号　ハイツタナカⅡ　101
破産者　川口　秀幸
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４９７号
山梨県甲府市幸町３番12号
破産者　笹本　　隆
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５０２号
川崎市宮前区野川188番地　リバーサイド中里　601、前住所川崎市宮前区野川3134番地７藤和シティホームズ鷺沼　213
破産者　久保井久美子
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第５４９号
川崎市多摩区三田２丁目3242番地48　トウメイコーポ　103
破産者　福田　健人
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２７号
金沢市太陽が丘２丁目182番地
破産者　渡邊カツ子
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５９号
金沢市高柳町５の24番地17　アパガーデン弐番館5101号、住民票上の住所金沢市京町24番26号　ロワイヤルユウアルデーニ101号
破産者　辻　　陞
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２号
石川県輪島市門前町皆月ロ24、住民票上の住所石川県かほく市横山タ221番地６　住民票上の前住所金沢市高柳町２の13番地１（アベニューヒルズＫ・１Ｆ）
破産者　木山　敬介
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第１６号
石川県鳳珠郡能登町字猪平48字５番地、前住所東京都世田谷区野沢３丁目５番８－202号
破産者　淵　紀世志
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第１６８号
静岡県富士宮市万野原新田3961番地の１　タウンコート302
破産者　渡辺　幸代
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第８号
山口県下関市豊北町大字粟野5029番地１、前住所山口県下松市中央町２番６号
破産者　しゃぶしゃぶ東行庵こと　上田　徳孝
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第６８号
長崎県大村市桜馬場１丁目218番地１　桜馬場団地Ａ棟106号
破産者　立石　清美
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
熊本県八代市日奈久塩北町4448番地３、前住所熊本県八代市島田町978番地（101）
破産者　東畠　久江
1　決定年月日　平成29年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

免責許可決定

平成２９年（フ）第２０４号
福岡県久留米市原古賀町18番地８　川原ビル302号
破産者　庄村　英夫
1　決定年月日　平成29年12月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１５９５号
北海道千歳市北栄１丁目18番７号　アークス北栄Ｈ号
破産者　川上　和紀
1　決定年月日　平成29年12月12日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部